

議案第 7 0 号

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年北名古屋市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。